

現況証明について

登記簿上の地目が農地で、20年以上前から継続して現況が農地でない土地の地目変更登記をする場合、農業委員会による証明書が必要です。

- 証明の対象となる土地は
 - ・ 願出前20年以上、農地以外であること。

- ・ 農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域内の土地でないこと。

● 証明について必要な書類

- ・ 現況証明願出書（2部）
- ・ 《添付書類》
 - ・ 土地の登記簿謄本または登記事項証明書
 - ・ 位置図
 - ・ 公図の写し
 - ・ 土地・建物等配置図
 - ・ 現況写真
 - ・ 20年間以上農地等でない状態であったことを確認できる公的な証明

※このほかの書類が必要となる場合もあります。

● 書類の受付

随時、受付しています。



農地に関するQ&A

Q 株式会社でも、農業を営むための農地の権利取得が認められたとのことですが、どのように becoming いますか。



A 農地法第3条において農地の権利取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られており、この農業生産法人になりうる法人組織は、農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社の4つに限定されていたため、株式会社には農地取得が認められていませんでした。

平成21年

の農地法の改正で農業経営の法人化を推進し、地域農業の活性化を図るため、一般の株式会社についても一定の基準を満たせば解除条件付の使用貸借による権利または賃借権の設定ができるようになりました。



平成24年度 農業委員会審査件数

農地法にかかわる手続きなど

● 農地法第3条関係

農地などについて、権利の設定または所有権を移転する場合の手続き

種別	件数	面積
計	136	29万9516㎡
売買	53	9万4229㎡
交換	29	2万4800㎡
贈与	17	1万6844㎡
賃貸借	8	2万9492㎡
使用貸借	29	13万4151㎡

● 農地法第4条関係

自己所有の農地を農地以外の用途にする場合の手続き

種別	件数	面積
計	22	1万2861㎡
許可	11	6175㎡
届出	11	6686㎡

● 農地法第5条関係

農地などを農地以外の用途にするための権利の設定または所有権を移転する場合の手続き

● 農業経営基盤強化促進法

種別	件数	面積
計	71	6万8461㎡
許可	45	5万9043㎡
届出	26	9418㎡
貸借	214	48万7136㎡
計	322	64万6567㎡

農作業には注意を

農作業中におけるダニ媒介性疾患の症例により亡くなられた方がいます。これは、草地などの屋外に生息するマダニに咬まれることにより感染します。草むらなどに入るときは、長袖、長ズボンを着用するなどして作業しましょう。



▲フタトゲチマダニ